

令和5年・6年度 西淀川区社会福祉協議会広報誌
「西淀川区社協だより」仕様書

1 業務名称 西淀川区社会福祉協議会広報紙発行業務全般

- (1) 「西淀川区社協だより」Vol. 7 1号 令和5年8月発行予定
- (2) 「西淀川区社協だより」Vol. 7 2号 令和6年2月発行予定
- (3) 「西淀川区社協だより」Vol. 7 3号 令和6年8月発行予定
- (4) 「西淀川区社協だより」Vol. 7 4号 令和7年2月発行予定

2 規格

- (1) 部 数 25,000部×4回
- (2) サイズ タブロイド版(縦406mm×横546mm)
- (3) 頁 数 4ページ
- (4) 紙 質 中質紙 36.5k
- (5) 刷 色 全ページ カラー4色

3 業務内容

- (1) 編集業務 上記様式について①から⑤の作業を行う。

①原稿

発行日の1ヶ月前を基準に本会が提供する。ただし、事業実施の関係等で写真データ等の提供が校正段階に及ぶ事もあり得るが、発行に支障をきたさない程度とする。

文章については、紙媒体での提供を原則とするが、対応可能な場合は、Word及びExcel形式でのデータ提供も行う。

②デザイン

本会が提出した原稿及び担当者のイメージ等の提案を元に、デザイン・レイアウト・イラストなどを作成する。

変更・修正等がある場合は、文字校正とあわせて変更を行う。

③タイトル

必要に応じて記事のタイトル・サブタイトル等の作成を行う。

④文字校正

基本的に、初校・再校・3校の3回とするが、本会が必要とした場合は、回数増を行う。校正ごとに「カラープリント3部」を提出する。

本紙色校正・簡易色校正等は、行わない。

⑤PDFデータ

最終校正を終えたデータを、発行日迄に、PDFデータに変換し、本会電子メールアドレスに送信する。

- (2) 印刷業務

①方法

オフセット印刷

②納入

本会に発行日の2日前までに納品する。

※新聞折り込み（2つ折り）、本会納品（4つ折り—うち200部DM折り）とする。

(3) 折り込み業務

下記仕様を遵守し、かつ信頼のおける業者に委託し、発行日に新聞折り込みがなされるよう必要部数を業者に納品する。業者が決定した後は、速やかに業者名等を報告する。

①折り込み回数 発行回数と同じ

②折り込み部数 15,800部

なお、発行部数は、概算であるため実数において増減等ある場合は、本会納品部数と調整を行う。ただし、極端な増減がある場合においては、協議のうえ対応を決定する。

③折り込み方法

西淀川区全域（各世帯・各事業所）の5紙（朝日・毎日・読売・産経・日経）に発行当日の朝刊に折り込む。

4 原稿等の取扱

(1) 本会から提出する原稿（データ含む）について

紙媒体及び原稿・写真データにて提供するもの一切について、無断転写・加工を含む転用について認めない。

(2) 本広報誌の取扱について

広報誌掲載記事及びイラスト（デザイン作成されたものを含む）類について、他事業チラシ等への転写・転載の一切の権利は、本会に帰属する。

5 代金

(1) 価格

編集・校正・印刷・折り込み・納品に関する一切の経費と消費税（消費税は10%とする。なお消費税が引き上げられた場合は、価格に転嫁する。）を含む。

(2) 支払

発行ごとの支払とし、銀行振込にて行う（振込手数料は業者負担）。

なお、締日・支払日等については、業者と別途協議する。

(3) その他

折り込み業者に対しての支払に関しては、当該業者に直接支払も可能とするが、(2)と同条件にて行う。

6 見積書

(1) 内容

5 代金(1) 価格を見積書とする。なお、Vol. 71号からVol. 74号の合算の見積書を

作成のこと。

※他区社協等で作成した広報誌等の実績物を持参すること。

(2) 提出締切

令和5年5月19日（金）正午まで（期限厳守）

(3) 提出先

別途記載（項目8参照）

(4) 提出方法

郵送もしくは持参にて（FAX不可）

※郵送の場合は締切日必着のこと。

(5) 参加資格

大阪市において入札等の除外処置及び指名停止措置に該当しない業者で、本会が参加にあたり適当と認めた業者であること。

(6) 結果

金額の差異のみで決定するものではなく、デザイン等を勘案し決定する。

決定後、14日以内に参加業者へメールにより結果通知とする。また、落札業者には、今後の対応について別途協議を行い正式な業務発注とする。

7 その他

(1) 発注業者決定後、または発注後に関わらず当該業者が大阪市暴力団等排除措置要綱別表各号に掲げる措置要件及び、大阪市指名停止措置に該当した場合はすべての内容を無効とする。その際に生じた負債については、当会は負わない。

(2) 仕様書の内容は、本会の都合により変更する場合がある。

(3) 「西淀川区社協だより」は、区内のほぼ全世帯に配布するものであり、非常に影響の大きい印刷物であるので、本仕様書内容を厳重に履行すること。

(4) 編集及び印刷の出来ばえ、納入期日、その他について、本仕様書内容に重大な違反が認められた場合は、支払の一部を減額もしくは、即座に本業務内容に関する発注を無効とすることがある。

8 問合せ及び見積書提出先

社会福祉法人 大阪市西淀川区社会福祉協議会

住所：大阪市西淀川区千舟2-7-7

電話：06-6478-2941

FAX：06-6478-2945

E-mail：ny-tikatsu@tenor.ocn.ne.jp

担当：地域支援担当 長谷川安伸